

## 特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の再評価（案） （地方税の収納管理に関する事務）の概要

### 1.特定個人情報保護評価とは

社会保障・税番号制度の導入に当たり、地方税の収納管理に関する事務では、特定個人情報を含む個人住民税情報ファイルを保有するため、「行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律」の規定により、平成 27 年に特定個人情報保護評価を行い、全項目評価書を作成・公表しました。

その後も毎年見直しを行うことで特定個人情報の適正かつ厳格な取扱いを維持し、流出その他の事態を発生させるリスクの軽減に努めています。

### 2.特定個人情報保護評価に関する全項目評価書の再評価について

今回、令和 5 年 7 月から開始する公金受取口座情報を活用した公的給付を実施するに当たり、情報提供ネットワークシステムによる情報連携の実施や特定個人情報ファイルに記録される主な項目が変更となるなど、本市が保有する特定個人情報ファイルに重要な変更を加えることとなります。ここでいう「重要な変更」とは、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを相当程度変動させると考えられるものであり、具体的には、特定個人情報ファイルの対象となる本人の範囲、特定個人情報の使用目的、特定個人情報の突合、リスク対策（重大事故の発生を除く。）など、特定個人情報保護評価指針に掲げられている記載項目に限られます。また、システム上に保有する個人の数が 30 万人以上であるため、全項目評価書の再評価を行います。

### 3.主な変更内容

- 情報提供ネットワークを通じて口座登録・連携ファイル関係情報を取得する旨を追記（評価書 4 ページ）
- 中間サーバー・プラットフォームの措置について追記（評価書 19、20 ページ）
- 中間サーバー・ソフトウェアの措置について追記（評価書 19、20 ページ）

### 4.根拠法令

- 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年 5 月法律第 27 号）
- 特定個人情報保護評価に関する規則（平成 26 年 4 月特定個人情報保護委員会規則第 1 号）
- 特定個人情報保護評価指針（平成 26 年 4 月特定個人情報保護委員会）